

第 209 回長野県内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 24 年 2 月 16 日（木） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野市 長野県職員センター

3 出席者

○漁場管理委員 10 名

漁業者代表：三枝守、近藤政雄、古川薫美、藤森寛治

採捕者代表：名取清、小澤哲、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、片野修

○事務局

小林書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について

(2) コイの持ち出し禁止指示について

(3) 増殖指示量の変更について

(4) その他

会長挨拶後 議事に入る。

沖野会長 最初に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。今日は古川委員、小沢委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。それでは続きまして、議事(1)の「野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について」ですが、これは、前回の委員会までに、3年間の状況と審査基準等について確認しました。そこで、これまでの審査基準で判断することとなっています。今回は、野尻湖漁協から申請が出てきたということで、それに対する審議ということになります。それでは事務局説明をお願いします。

事務局 (資料 1-1, 1-2 により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。解除の期間は、申請書には平成 24 年 4 月 1 日からとなっていますが、許可されれば、平成 27 年 3 月 31 日までということになります。今のご説明にご質問、ご意見ありましたらどうぞ。前回(申請)と大きな変更はないようですが、これまでの状況により、報告とか、監視の頻度を増やすという点が変更になっています。その都度監視とか調査をしていただいで報告いただくということになりますので、申請を認めた場合も、これから3年間様子をみていくということになりますが……。いかがでしょうか。はい、どうぞ近藤さん。

近藤委員 網の高さなんですがね。申請書のその他「野尻湖の緊急放水その他、特段の事情があった場合」のことなんですけど、緊急放水等で現在設置されている網の高さよりも上にくる水位で放水された場合の事後の処理については分かるんだけど、放水される前段の対応というのは考えられないですかね。

沖野会長 事前にということですかね。

近藤委員 はい。

沖野会長 予測がつけば……。去年は放水があったんでしたよね……。

事務局 はい、去年の場合には、大雨で野尻湖の湖水が溢れるというような危険な状況のために、緊急放水されたということでもあります。

沖野会長 その時、網の上をオーバーしたんですか。

事務局 そのようです。緊急放水その他の事情で、逸出防止装置を越えるような場合、その可能性がある場合は報告をいただくつもりでいます。

沖野会長 緊急放水の場合は、いろんな構造物があると問題だからといって、どうするでしたか。

事務局 河川占用許可をとる場合に、本当に危険な場合はその施設を撤去できるようにということで……。図面を見ていただくと分かるんですが、滑車で網が上がるようになっていますので、本来（オオクチバス等を）逃がさないようになっていますが、治水との兼ね合いで、どうしてもそのような施設にしなければならないので、その場合には、キチンと駆除していただくことになっています。

沖野会長 河川管理の方のからみもあって、その辺は難しいのですが、注意してそういうときにも対応してもらわないといけないということでしょうね。よろしいですか。他にいかがでしょうか。既に何回かこの件についてはお話しているところですが、他にご質問等がなければ、申請のとおり再放流禁止指示の解除を認めると、これを認めた場合は、3年間ということになります。もちろん、いろんな報告の義務はありますので、その都度、委員会で対応していくことになります。よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、申請のとおり再放流禁止指示の解除を認めることで、決めさせていただきます。

沖野会長 続いて、「コイの持ち出し禁止指示について」ですが、これは、毎年出てくる問題ですが、事務局の方で説明をお願いします。

事務局 (資料2により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。平成16年から毎年、1年毎に指示の延長をしてきたわけですが、もう8年になるのですが、なかなか解決しない。(コイヘルペスウイルス(KHV)病の発生は)件数的にはずいぶん減っているんですが、全く無くなっているわけではないということで、なかなか解除することができない。それと、水産庁の通知でも、まだ、(まん延防止措置を)続けてほしいと……。防疫専門家会議でもいろんなことを検討している最中だということもありますので、もう1年延長せざる得ないのかなとも思いますが、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。はい、どうぞ片野さん。

片野委員 平成23年度の資料を見ますと、個人の池で3件の発生、陽性尾数が6匹と出ていますよね。(検査した)83匹のうち6匹。この6匹というのは、この個人の池の話なんですか。

事務局 はい、1件で2匹以上のコイの検査をしている箇所もありますので、この3件の発生で陽性になったコイの合計匹数が6匹になります。

片野委員 この陽性でなかった77匹、これはどこのものなんですか。

事務局 手元に資料がなくて申しわけありませんが、個人のお宅とか、ニシキゴイの業者とか、そういった方々から、コイの様子がおかしい、コイの検査をしてほしいと要望があり、検査したところ、6匹を除き、陰性が確認されたということになります。

片野委員 そうすると、天然水域等の調査はあまりしていないということ。

事務局 はい。

片野委員 個人の池であれば、公共用水面等に当たらないので特に規制は何もないということですか。つまり、個人が業者からコイを買ってきたり、または、業者がコイを売ったり買ったりすることについては、疑いがある場合を除くと、チェックはしていない。

事務局 個人が養殖業者からニシキゴイなりを購入して、自分の池に入れるということなどは、持ち出し禁止の指示には反しません。

片野委員 何故そういうことを聞くかということ、最近の発生例がほとんど個人の池という

ことで、この委員会で定める規制とは関係のないところで発生しているんで、このまま（指示を）続けるのであれば、（天然水系等の）一斉調査等をして、もう出ないようにするような対策をとった方がよろしいんじゃないかと思っています。

沖野会長 はい、いかがでしょうか事務局で。

事務局 個人的な取引の中で、他のところからコイが入ってきて発生しているという状況と、後は河川水で飼育していて、飼育用水から感染しているような事例もあります。新たに発生する場合はその辺が主体になることが、全国的にも考えられているようです。ニシキゴイについては、長野県にも錦鯉振興協会がありますので、そういうところと相談しながら、（まん延防止対策を）徹底していくというふうにさせていただきたいと思います。

沖野会長 天然水域については、定期的に調査をするということではない。

事務局 天然水域については、今、長野県としてはやる予定はありませんが、前にお話をさせていただきましたけれど、国の方で調査について、検体採取の協力をしたことはあります。その結果、全国的にみますと、一度発生したところ（水域）は、既にKHVが定着している。大規模な発生はないんですが、一匹一匹みていくと、僅かながら感染した経歴ですとか、ウイルスを保有しているような状況はみられるそうです。先ほど説明しました防疫専門家会議でもそういった調査データが出ていますので、一旦入ったところからは、ウイルスは抜けないだろうということは示されております。

沖野会長 片野さん、何か、よろしいですか。

片野委員 そうすると見通しが無いというか。抜けないのであれば、未来永劫コイは汚染されたままなんだろうかという気がするんですが。そうすると、コイの漁業は成り立たなくなってしまう・・・。

沖野会長 いかがでしょうか。

事務局 そのような漁業者の声は水産庁も承知しておりますので、専門家会議の中でどうやっていくか検討する中で、汚染の程度によって管理をしていく。例えば汚染された水域でも、無病のコイを放せばいいだろう。ただ、汚染されていない水域に、ウイルスを保有している可能性があるコイを放流してはいけないだろうと、段階的にはありますが、放流できるように考えていただいているところです。ただ、コイの場合には河川での遊漁の対象の場合の他に、食用コイの養殖の場合もありますし、ニシキゴイの生産もあります。特にニシキゴイの場合は海外への輸出が多いですから、KHVが発生すると輸出ができなくなるという事情もありますので、遊漁だけのことで考えられるという状況ではなく、複雑な状況があつてすぐには対応できない。また、

各県の事情も考慮しながら検討していくという話を伺っています。

沖野会長 その専門家会議での検討というのは、いつまでに結論を出すというのはあるのでしょうか。

事務局 とりあえず、今月中に一度開かれる予定で、そこでそれ以上の情報をいただけるかどうか分らないですが、なるべく早く方針を出したいとは聞いていますが、いつということはまだ聞いておりません。

沖野会長 いろいろ事情はあるようですが、なるべく早く検討を終えてほしいところですが……。はい、藤森さん。

藤森委員 もう何年も前からそろそろ（放流できるようにしては）どうかという話がありまして、先ほどの浸潤の度合いがどうかということで、全国的にコイヘルペスがまん延してしまったということであれば、どこにコイを移しても同じことだからどういふうに移動してもいいじゃないかということになると思うんですが、実際に浸潤の度合いでKHVに侵されていない地域というのが、相当広い地域がまだあるのか、あるいは、全国的にKHVに侵されていない地域はほとんどないという状況なのか、その辺はどうなんですか。

沖野会長 いかがでしょうか。長野県内については資料の最後の図にありますが……。

事務局 長野県の市町村毎でいいますと、（資料2の）白黒の図面のようになりますし、水系毎に絞っていくとカラーの図面のようになります。特に川の上流域というのは、まだ発生が確認されていないところが多くあります。また、都道府県によって、（まん延防止対策を）徹底的にやられている県、特に県の面積が小さいところでは、まだ、広く浸潤していないところがあると聞いています。そういう県は、簡単にコイの放流をいよと言うと、それはまん延に繋がるから困るという県もあるという事情があります。

沖野会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。水産庁からの指示ではなく、お知らせといった形の通知ですが、とりあえず、もう少し待ってくれという意味合いなのかなという気がしますが、専門家会議の方でも検討しているようですので、長野県だけ先走ってしまうわけにもいかない感じがするのですが、もし、ご異議がなければ、もう1年延長ということにしたいと思いますが。はい、どうぞ三枝さん。

三枝委員 持ち出しの禁止をもう1年延長するということですが、放流については、あくまでも自粛をしてくれということですね。放流する場合は水産試験場の検査を受けて安全だと認められれば放流してよいということでもいいですか。

沖野会長 よろしいですね。

事務局　　そういうことになります。

三枝委員　　そうすると、長野県内にもコイの稚魚の養殖をされている組織もあるんで、その組織の中でこれは安全だよというお墨付きをいただければ、それで放流してもよいというふうに理解してもいいことだと思いますが、うちの組合でも、先ほどの会長も言われたように、もう8年もコイの放流を自粛していて、コイの数が減少していて、遊漁対策上も組合の経営上も問題があるので、できれば放流したいという声も上がっていますので、そういう点についてお聞きしたわけですが……。ありがとうございました。

沖野会長　　長野県の場合では、持ち出ししてはならないという委員会指示と、放流の際には水産試験場に相談してほしいということですね。内容はそれでよろしいですね。

事務局　　はい、持ち出し禁止の委員会指示と、放流の自粛の農政部長通知のセットで毎年やっているところです。

沖野会長　　はい、近藤さん。

近藤委員　　指示が出されていないのが4県あって、茨城県と千葉県、実は関心がある県なんですけど、霞ヶ浦からこの（KHV病）問題が発生しているわけですね。その発生しているところは指示は止めているということですかね。

事務局　　資料に書いてありますのは、委員会指示として出されているもので、茨城県などは条例で規制しています。ちなみに沖縄県には内水面漁場漁協がありません。

沖野会長　　他に、はい、藤森さん。

藤森委員　　ちなみに、稚魚を放流する際に、水産試験場の検査を受けて放流するわけなんですけど、この地域でつくられた稚魚だったらいいよというような話を、県の方から情報提供していただくそういったことはできないですか。

沖野会長　　いかがでしょうか。

事務局　　先ほどの農林水産省の専門家会議に戻るんですが、放流の方法についても、個別に検査しながら放流する前に確認をして、発生がない、あるいは、発生を抑えられる方法を試験しながら、当面はやっていきたいというところが素案にあるようです。地域でここならいいよということにはならなくて、その時に放流するロット毎の検査で考えていかなければいけないと思います。

沖野会長　　その都度検査して放流できるか判断するということ。

事務局 はい。放流する前に隔離飼育をするという試験も含めてやっていく。事前にPCR検査をやりますけど、それで100%OKということではありませんで、その辺も検討しながらやっていただくということになります。

沖野会長 よろしいでしょうか。

藤森委員 サンプルングして、その中に（KHV病のコイが）いなければいいだろうというような形ですよ。

事務局 はい、確率論なので100%（安全）ということとは言えないので、予備飼育とか、隔離飼育といった方法も行い、様子をみながらやっていくということになります。

沖野会長 はい、ありがとうございます。他によろしいですか。水産庁でも検討している最中で、長らくになりますけど、もう1年間コイの持ち出し禁止指示を延長するというので、ご異議なければそのように結論付けたいと思います。

委員一同 異議なし。

沖野会長 はい、ありがとうございます。コイの持ち出し禁止指示については、24年度についても延長するというので、ご承認いただきました。次に「増殖指示量の変更について」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料3-1, 3-2により説明）

沖野会長 はい、ありがとうございます。ご意見、ご質問いかがでしょうか。はい、どうぞ田中さん。

田中委員 釣り券の発行実績、平成23年度が極端に落ちているんですね。震災等の影響もあって、釣り人が一時的に減っていきということが考えられるんですけど、来年あたりから増えてくるということも考えられるんですが、様子を見て（釣り人が）増えてくれば（放流量を）増やすという理解でよろしいですか。

沖野会長 その辺はいかがでしょう。

事務局 今回の見直しは、現在の経営状況の中で赤字にならないように、いわゆる身の丈に合ったアユ放流の規模が1,500kgということです。増殖指示量については、最低限ですので、それ以上放流していただく分には全く構いませんので、この見込みより遊漁者が増えて、遊漁料収入が増えて、翌年度放流経費に回せるものがでてくれば、指示はこのままでも、増やしていただくのは構わないということです。

沖野会長 下限量なんで、増やす分には構わないということですが……。はい、どうぞ、片野さん。

片野委員 去年は台風1号が5月中旬という非常に早い時期に来たんですよ。千曲川の本流のアユは、その後ほとんど死んだと言われています。更埴だけでなく、佐久も上小も（アユ漁について）赤字なんですね。でも、上小や佐久では溪流での収入があるわけですよ。それでアユの赤字分を少しは埋められるんだけど、更埴の場合は本流のアユしかない。そういうことで非常にダメージが大きいことと、累積の赤字も含め非常に厳しいんですよ。そういう状況ですから私は今回の処置には賛同します。ただ、危惧としては、放流量自体が（平成23年実績の）3分の1になりますから、それでお客さんが去年並に来てくれるかどうかということ、やってみなければ分かりませんよね。アユが復活して、限られた範囲でもお客さんが来てくれてトントンになればいいなと思っています。

沖野会長 はい、ありがとうございます。昨年の特殊事情と地域特性もあるんでしょうかね。計算的には（放流アユの）単価が上がるということですが、予測だけで決まったことではないわけですね。はい、どうぞ。

近藤委員 更埴漁協の実態については片野委員のおっしゃっていたとおりです。更埴については、溪流の支流がないんですね。本流だけで営業、しかもアユが本命なんです。そこで様々な苦勞をして安いアユを仕入れたり、それが今年の2,200円なんです。実際にはこれでは流通しないですね。県産のアユの5月の最盛期だと来年度は3,700円くらいになると試算しています。だから、3,500円というのも下をみた数字だと思っていますが、これで落ち着けばいいんですが、これでは済まないかもしれない。更埴の場合は、県産だけでなく他からも仕入れていますのでトータルすれば、こうなるかもしれない。いずれにしても、県の農政部、水産試験場でも、これからあるべきアユ漁の姿を一緒になって考えていただけたらと思っています。私も漁連（会長）という立場もあるんですが、現段階ではやむを得ないかなと思っています。田中委員もおっしゃられるように、来年、再来年やってみてお客さんが増えるようであれば、25年度が漁業権の切替ですので、その時にまた再検討していただければいいと思います。

沖野会長 他にご質問、ご意見は。はい、三枝さん。

三枝委員 漁協の経営というのは、自分で稼いで自分で運営するというので、主な収入は、賦課金と遊漁料収入になります。遊漁料というのは、その年によって変動があるわけで、先ほど事務局から説明がありましたように、指示量の算定は、賦課金と遊漁料の一定の割合をかけて、前5年の最小最大を除く3年の平均をとって金額を算定して、以後5年間の指示量を出すわけですが、そうすると、（指示量の増殖が）非常に苦

しくなってくることがあるわけです。更埴の場合も非常に苦しくなってきたということで、私もよく分かりますので、やむを得ない、認めざるを得ないという意見です。

沖野会長 皆さん支持のご意見が多いところですが、他にご意見、ご質問がなければ、この更埴漁協からのアユの増殖指示量の変更、2, 400kgから1, 500kgにするということについて、指示の変更を認めることとしたいのですが、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、更埴漁協からの増殖指示量の変更希望について、委員会として認めることとしたいと思います。議事のその他になりますが、事務局の方から何かありますか。

事務局 (資料4により報告)

- ・ 県内水産物の放射性物質測定結果について
- ・ 第205回委員会で認めた「試験研究等によるオオクチバス等再放流禁止指示解除申請」の結果(申請者の所属する研究所が、東日本大震災で被災して試験研究を実施できなかったこと)について

沖野会長 先ず水産物の放射性物質の測定結果について、ご質問等ある方はいますでしょうか。

委員一同 ありません。

沖野会長 次は、平成22年度にこの委員会で、試験研究が終わったら結果報告するよう付帯意見をつけて許可したわけですが、大槌町の(国際沿岸)研究センターは、屋上に他の家がのるような状態で、中のものは全部流されたということで、ただ、人的被害は幸いなかったということですが、器具類はほとんどどこかへ行ってしまったようですね。そういった状況ですので(試験研究が実施できなかったことは)仕方がないことだと思ひ、研究結果そのものがないわけですから……。よろしいですか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、何か他にありましたら。はい、近藤さん。

近藤委員 ご存知だと思うんですけど、ウナギの稚魚が手に入らないといった事態になっているわけですが、1kg200万、300万といったお金を出しても手に入らない。静岡とか徳島のシラスが上がって来るところでもほとんど影も見えない。来年はお金を出しても指示量を賄えるかどうか。稚魚そのものがないという状況が起きそうで、

指示を守れない可能性があることを予めご承知おきいただきたい。ウナギの状況についてご説明いただきたいと思うんですが。

沖野会長 事務局の方で何か。

事務局 今年、シラスウナギが全く採捕できていないという状況はお聞きしておりますし、先般テレビ報道等もあったようなので、ご存知の方も多いと思います。これは、来シーズンの放流に係わってくることだと思しますので、現在の状況を調べまして、来年の放流の時期までに、場合によっては事務局の方から、指示量の増殖が賄えなくてもやむなしという話をせざる得ないということも想定していますが、当面、状況等を調べまして、資料をつくりまして、委員会にかけてから（結論を出す）ということを考えています。

沖野会長 近藤さん、よろしいでしょうか。

近藤委員 はい。

沖野会長 ウナギのことは、事務局で対処を考えて、また、報告いただくということで…。他に何か。よろしいですか。それでは、今回の議事はこれで終わりとさせていただきます。事務局の方にお返しします。

（委員、事務局からの情報提供）

事務局 お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもちまして第 209 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

議事録署名委員 古川 薫美 ㊟

議事録署名委員 小沢 哲 ㊟